

2026年度 JICS NGO 支援事業申請要領 【多文化共生事業（国内在住外国人支援）】

1 はじめに

一般財団法人日本国際協力システム（以下「JICS」）は、民間団体による国際協力活動の一層の発展に寄与する事を目的として、開発途上国への援助活動を行う日本の中小規模 NGO・NPO^{※1}に対し、支援金による助成（JICS NGO 支援）を行っています。1999（平成 11 年度）の開始から 27 年間で支援した団体・事業は、166 団体 277 事業となりました。

2023 年度から支援の種類に、日本国内の国際協力活動も支援するため、多文化共生事業（国内在住外国人支援）を追加しました。別の募集要項に基づく一般・小規模団体分野の支援よりも応募書類を簡素化して、助成事業への応募経験が少ない NGO・NPO^{※1}団体の皆さまにとっても申請しやすい様式にしております。

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省：多文化共生の推進に関する研究会報告書より）であり、総務省「地域における多文化共生推進プラン」では、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応する取組を進めています。

JICS では、多文化共生の推進を目的に、日本国内の NGO・NPO 団体が実施する開発途上国を出自とする日本在住の外国人及びその家族に対する人権保障、生活安全、労働環境、教育、災害、医療・保健サービス等の活動に支援を行います。

申請要項をご確認いただき、NGO・NPO 活動の更なる発展に JICS NGO 支援事業をご活用ください。

※1 「NGO・NPO」とは、「市民主導によって活動する非政府・民間非営利の組織」であり、法人格の有無は問いません。定款等で団体の目的を確認します。

2 支援の対象となる団体・資格要件

- 1 事業として次の事業を行っていること。
 - ・日本国内に暮らす外国人に対する、人権保障、生活安全、労働環境、教育、災害、医療・保健サービス等の課題解決のため支援事業
 - ・上記課題解決に寄与する、在住外国人の生活上の問題について日本国内で行う啓発事業
- 2 2026年11月1日時点で団体発足後2年以上の活動実績（見込み）を有し、主たる事務所を日本に置いていること。（法人格の有無は不問。ただし、団体の適格性・信頼性の観点からは有することが望ましい。）
- 3 過去1年度の年間総収入が1,000万円未満の団体が対象。
- 4 団体のルールに則り、組織運営と事業活動が、複数人数で安定的に実施されていること。
- 5 事業計画を立て、予算を策定して、継続的に適切な会計処理を行っていること。（法人格を持つ団体は所轄官庁への届出も適切に対応していること。）

- 6 営利活動・宗教活動・政治活動を主たる事業としていないこと。
- 7 反社会的勢力および団体ではないこと。
- 8 その他、活動内容等が審査委員会で適正であると判断された団体であること。

3 対象事業に求める要件

- 1 申請団体が主体的に活動する事業であり、実施管理に責任を持っていること。
- 2 事業の裨益対象が限定的でなく、活動や効果の持続性や波及が期待できること。
- 3 JICS NGO支援事業として適正であると判断される事業であること。
- 4 JICS NGO支援事業は、他の助成団体などの補助金・助成金と合わせて同一事業を実施することはできません。ただし、他の助成団体では、同一事業を並行して申請することを認めない場合があるので、そうした条件の補助金・助成金を申請する場合には、予め異なる事業を申請してください。採択決定後に同一事業であったことを理由とする計画変更は認められませんので、採択/支援を辞退いただくことになる点をご承知おきください。
- 5 理念・上位目標を持った活動をしていること。

4 支援の種類・支援額

当該年度中、別の募集要項に基づく一般・小規模団体分野も含めて、1団体あたりいずれか1つの分野への申請ができます。多文化共生事業（国内在住外国人支援）に申請する場合には、一般・小規模分野への申請はできません。

支援期間	支援額 (上限)	分野	対象 地域	支援の種類 ※2	支援予定 団体数※1
1年間	50万円	多文化共生事業 (国内在住外国人支援)	日本	直接事業	2団体

支援の回数について

- ・ JICSNGO 支援で助成を受ける事業内容の同一・不同一に関わらず、原則として1団体3回迄です。（連続も可）
- 但し、3回支援を受けた後、団体の資金で2年以上の活動を経て再度申請可能であり、その時点から再度3回迄支援を受けることができます。

※1 支援予定団体数は目安であり、申請支援額により選定団体数は変更される可能性があります。

※2 多文化共生事業（国内在住外国人支援）を応募する場合は、日本国内での支援活動や啓発活動の直接事業を申請できます。多文化共生事業（国内在住外国人支援）活動を行う団体が組織基盤強化で申請する場合は、

一般/小規模団体枠で応募してください。

5 支援対象の事業・分野・活動

支援の対象となる事業・分野・活動は次のとおりです。

主に開発途上国を出自とする日本在住の外国人及びその家族に対する人権保障、生活安全労働環境、教育、災害、医療・保健サービス等の支援を行う事業が対象となります。事業内容は、当該国内在住外国人が、日本で安心・安全に暮らせる、または、地域社会に参加できるよう、生活環境改善、多文化共生の意識醸成に向けた自立発展性が期待できるものとし、在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付・貸付は認められません。団体の経常的な支出は助成対象となりません。

【多文化共生事業（国内在住外国人支援）】

支援種類	活動場所	対象事業	支援対象の活動
直接事業支援	日本国内	啓発・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・難民問題 ・開発途上国を出自とする日本に居住する外国人及びその家族に対する生活支援（教育、医療、保健、防災、労働環境確保等）

6 支援対象期間

2027年3月以降 ～ 2028年3月末迄 に実施する事業

7 支援対象の費用

1 前述5「支援対象の事業・分野・活動」に掲げる直接事業支援のために必要な費用が対象です。※本支援枠は、日本国内に在住する外国人の生活環境等の改善のため直接的な成果を上げることが目的としているため、団体活動の経常的費用については、支援対象となりません。直接事業強化のため、あるいは組織基盤強化のため団体内部職員の人件費や広報ツールなどの経常的費用も含めて申請されたい場合は、一般/小規模団体枠での申請をお願いいたします。

2 支援対象経費

支援対象となる費用項目は次表のとおりです。

No.	費用項目	内 容
1	人件費	補助人員の人件費（申請団体内部職員等の人件費は対象外）
2	諸謝金	外部講師、通訳、翻訳、原稿料等（団体構成員への手当・謝金等は除く）
3	資機材費	資材（材料）、機材、部品等の購入費、（修理費、団体の事務機器・事務用品は対象外）
4	消耗品費	什器・文具等の消耗品購入費
5	賃借料	レンタル費 機材・車両・会議スペース等の借上（事務所用賃借料は対象外）
6	旅費・交通費・宿泊費	旅費・交通費・宿泊費 事業の実施のための移動に伴う交通・宿泊・保険及び日当

7	通信・運搬費	通信・運搬費、書類郵送・機材輸送費等（電話、サーバー等の使用料は対象外）
8	印刷・製本費	広報媒体、会議資料等の印刷・製本費（事務所運営に係るHPや事業報告等の広報媒体は対象外）

《注意》

費用は、事業の実施に必要不可欠であり、使用目的が明確・適切であること、価格が妥当であるものが対象です。必要に応じて次の書類を提出し、書類が準備できない場合はその理由書を添付してください。提出書類の詳細は、「申請書作成手引き」でご確認ください。

見積書

- ・単価 10万円以上の費用については原則として2社以上を比較し最安値を採用
- ・見積り取得が困難な場合と、10万円以下の費用については価格の妥当性を証明する資料（過去の購入実績書類、カタログやホームページ情報のプリント等）

仕様書

- ・機種、仕様の説明書類、理由書等

8 申請方法

1 提出書類の受付期間

2026年6月16日（火）～7月31日（金）

《郵送提出》

対象書類 : 以下2 提出書類の全書類を各1部郵送してください。

締切 : 2026年7月31日（金） 当日消印有効※

※いかなる理由があっても当日消印を過ぎた場合は、書類の受付を行わず、書類一式を返却します。

《メール提出》

対象書類 : 以下2 提出書類のうち「No.1 申請書類一式」（所定様式）はメールでもお送りください。

締切 : 2026年7月31日（金） 24:00 必着

（注）所定様式は、郵送とメール両方での提出が必要です。

2 提出書類

No.	提出書類	備考
必須	1 申請書類一式（所定様式）	（要郵送及びメール提出）
	2 申請費用の金額根拠書類（見積等）一式	添付書類No.を付すこと ※見積書がない場合は、HP上での参考価格も認めます。
	3 事業報告・決算書（活動計算書・貸借対照表など）/事業計画・予算書	2025年度事業報告・決算書（活動計算書・貸借対照表など）/2026年度（事業計画・予算書）
補足	4 団体活動が分かる広報資料（チラシ等）	これまで実施したイベントや勉強会等の開催チラシも可

3 申請書類の入手方法

上記2の表中「1.申請書類一式」は、
次のホームページURLにアクセスしてダウンロードしてください。

【ダウンロード】 https://www.jics.or.jp/jigyoku/ngo/boshu_2026_01.html

4 提出先

(1) 郵送（上記2表中に示す全ての書類）

〒104-0053

東京都中央区晴海 2-5-24 晴海センタービル5階
一般財団法人日本国際協力システム
総務部総務課 JICS NGO 支援係

(2) メール（上記2表中の「1 申請書類一式」データ）

e-mail : shienngo@jics.or.jp

メールの件名を「**2026 JICS NGO 応募 多文化共生事業 + (団体名)**」として
ください。

(注意) 申請受付開始は6月16日（火）からです。

5 書類提出に関する留意点

- (1) 所定様式への記入内容は「申請書作成手引き」で確認してください。
- (2) 書類はステープラー止めをせずクリップ等で止めてください。
(審査に必要な部数をコピーするため)
- (3) 審査・選考期間中、申請内容について照会をする可能性があります。
応募の際は必ずコピーをとって団体でも保管しておいてください。
- (4) 提出書類は返却いたしません。
- (5) 申請書作成上不明点がある場合には、1 3 その他 5 問い合わせ先までご照会
ください。

9 審査・選考方法・スケジュール・結果通知

1 審査・選考方法

選考は書類審査で決定します。

団体の考えや実施する事業の内容等を書類の中でわかりやすく説明してください。

選考結果は12月中旬を予定しています。

選考スケジュール（予定）

選考は書類審査後、当財団関係者による申請書類チェック後、外部審査委員も含めた審査委員会で協議し、支援先を決定します。



2 審査・選考期間中の留意点

選考期間中、提出書類の内容について照会をする場合があります。

書類に記載した連絡先を不在にする場合は、確実に連絡のとれるメールアドレス等を事前に当財団へご連絡ください。

3 選考結果の通知

選考の結果は、採択・不採択に関わらず、e-mailで通知します。

選考理由等に関するお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

10 採択決定から支援事業開始までの流れ

採択された団体が、支援対象事業を開始するまでに行う手続きは次のとおりです。



11 審査のポイント

1 審査・選考の際は、下記のポイントを中心に確認し、総合的に判断します。

(1) 団体の適格性（設立背景／理念、組織体制、収支構造、活動内容、活動実績等）

- ① JICS NGO 支援事業の対象団体であり、資格要件に合致しているか。
- ② 理念・将来的目標を持った活動をしているか。
- ③ 健全な組織体制を有し、国内在住外国人を取り巻く課題やニーズに即した活動実績を有しているか。
- ④ 適切な会計処理を行う体制を有しているか。
- ⑤ SDGs 達成に向けた課題解決に寄与する活動を行っているか。

(2) 申請事業の妥当性（事業内容・計画）

- ① JICS NGO 支援事業の趣旨、目的、事業分野、実施期間に適合しているか。
- ② JICS NGO 支援事業で解決すべき課題を明確に把握して具体的な活動計画・成果目標が立てられており、継続性を期待できるか。
- ③ JICS NGO 支援事業の計画を実施し、成果目標を達成する体制が整っているか。
- ④ 事業の実施時期、実施スケジュールは適切か。
- ⑤ 予算の積算根拠が明確であり、支援金の使用目的や価格が妥当であるか。
- ⑥ 活動対象地域の住民・裨益者の課題を把握し、それらを解決するための道筋が妥当で改善が見込めるか。
- ⑦ 裨益対象が限定的でないこと（特定個人やグループに裨益する活動ではないこと）。
- ⑧ 地域社会への国内在住外国人の積極的な参画、または、地域社会における国内在住外国人支援活動の普及や担い手の育成につながるか。

⑨ 物品や施設等の寄贈が主目的ではない。

(3)その他

① JICS NGO 支援が団体事業の実施において果たす効果・貢献の程度は高いか。

② 書類の記載内容は正確であるか。

1 2 事業開始後の報告義務等

事業開始以降は以下について対応いただくことになり、これらを怠った場合は支援金の返還を求められることがあります。報告内容、指定様式については採択団体へ別途案内します。

1 報告・周知義務

(1) 完了・会計報告

事業完了後1ヵ月以内に実施内容、成果の達成度、効果、今後の課題等について報告を行うとともに、支援金の精算を行う。

(2) 活動報告への参加

(1)の完了・会計報告の提出後、1~2ヵ月以内に、オンラインまたは対面により、事業の実施状況と成果、今後の課題、目標について専門家に報告する。

(対面での出席は1団体あたり1~2名、旅費は当財団負担です。)

(3) 計画を見直す場合の事前報告

やむを得ず計画変更の必要が生じた場合は、事前に当財団へ報告し、承認を得る。

(4) 支援事業の広報と広報媒体への制作協力の明記

次の点を団体ホームページ等広報媒体で周知してください。

但し、時期は当財団ホームページの採択結果の掲載後とする。

- ・ JICS NGO 支援事業の実施決定、実施中の活動状況
- ・ 事業終了後は支援事業の成果報告と今後の継続的な取組・課題等
- ・ 広報媒体（チラシや冊子等印刷物、ホームページ制作）を作成した場合は、その対象となる媒体に JICS NGO 支援で制作したことを明記すること。

(5) ステップアップ支援ミーティング

事業開始後、3ヵ月目のタイミングで、事業進捗確認を専門家がオンラインベースで行う。また、希望があれば、6ヵ月、9ヵ月目のタイミングで事業推進上の課題や団体活動に関する相談をオンラインベースで専門家へ行うことができる。

2 支援金の返還

当財団の事前承認を受けず、次の事項が生じた場合は支援金の返還を求められることがあります。

- (1) 事業実施の対象期間中に使用されない場合
- (2) 当財団の承認した内容と異なる用途があった場合
- (3) その他信義に反すると判断された場合

13 その他

1 安全管理

業務従事者の安全管理・保険加入等は NGO・NPO の規定等により団体の責任において実施してください。

2 法令遵守

法令を遵守して活動を行ってください。

3 情報開示・公開

支援団体とその事業の概要は、当財団ホームページに開示します。

また、支援対象事業で報告された内容については当財団の広報に使用することがあります。

4 個人情報の取扱い

以下当財団の個人情報取り扱いを確認・同意いただいた上で事業担当者の経歴等をご提供ください。

また、該当者（当人）に対し、申請団体から JICS の定めるこの取扱いを十分説明し、理解を得た上で提供くださいますようお願いいたします。

(1) 利用目的について

選考に必要な情報として提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護関連規程に基づき取り扱い、選考目的以外での利用はいたしません。

(2) 個人情報の委託について

選考の一部を委任する外部有識者に委託します。委託にあたっては、個人情報保護に係る覚書等を取交し、適正に管理できるようにいたします。

(3) 個人情報の第三者提供について

法令に基づく場合を除き、ご本人の同意を得ずに第三者へ開示・提供をすることはありません。

(4) 開示請求、訂正、削除、利用停止等について

当財団ホームページの「開示に応じる手続き」をご参照ください。

(5) 個人情報に関する管理責任者およびお問い合わせ、苦情相談窓口

<管理責任者> 一般財団法人 日本国際協力システム 業務執行理事

<苦情相談窓口> 総務部 総務課

TEL : 03-6630-7870

E-mail : jics@jics.or.jp

5 問い合わせ先

〒104-0053

東京都中央区晴海 2-5-24 晴海センタービル 5 階

一般財団法人 日本国際協力システム

総務部 総務課 JICS NGO 支援事務局

TEL : 03-6630-7869

E-mail : shienngo@jics.or.jp

(メールの件名を「**2026 JICS NGO 照会 多文化共生事業+(団体名)**」としてください。)

以上